

## 承認第 1 号

### 専決処分の承認を求めることについて

令和4年度おいらせ町一般会計補正予算（第7号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 3 月 2 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

## 専決第 2 号

令和 4 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 7 号）について

令和 4 年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 3, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1, 9 8 9, 4 1 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 9 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		597,548	83,000	680,548
	2 基金繰入金	586,708	83,000	669,708
歳入	合計	11,906,415	83,000	11,989,415

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		1,376,064	83,000	1,459,064
	2 道路橋りょう費	552,359	83,000	635,359
歳 出	合 計	11,906,415	83,000	11,989,415

## 諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

推薦する者の住所、氏名、生年月日

氏 名      わ   だ   き   み   こ  
                 和   田   貴美子

令和 5 年 3 月 2 日 提出

おいらせ町長   成   田            隆

提案理由

1人の委員（和田貴美子氏）の任期満了に伴い、同氏を引き続き委員の候補者として推薦することについて、意見を求めるものである。

諮問第 1 号参考資料



## 議案第 2 号

おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者をおいらせ町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

### 記

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏名	たか	やま	ひさ	みつ
	高	山	久	光

令和 5 年 3 月 2 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

おいらせ町教育委員会委員（木村啓一氏）の任期満了に伴い、後任の委員として高山久光氏を任命するため提案するものである。

## 議案第 2 号参考資料

## 議案第 3 号

おいらせ町個人情報保護法施行条例の制定について

おいらせ町個人情報保護法施行条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 2 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

令和5年4月1日から、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正が施行されることに伴い、新たに条例制定するとともに関係条例の改廃を行うため提案するものである。

## おいらせ町個人情報保護法施行条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

### (個人情報取扱事務の登録)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備え付けるものとする。

- (1) 事務の区分
- (2) 所管する組織の名称
- (3) 事務の名称
- (4) 事務の目的
- (5) 対象者の範囲
- (6) 項目
- (7) 収集先
- (8) 提供の有無及び提供先
- (9) 個人情報電算ファイルの利用の有無及び名称
- (10) 外部委託の有無
- (11) 備考

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(開示請求に係る手数料)

第4条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求をして保有個人情報記録されている行政文書（おいらせ町情報公開条例（平成18年おいらせ町条例第8号）第2条第2号に規定する行政文書をいう。）の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用の額として実施機関が定める額を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第5条 実施機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年おいらせ町条例第31号）別表第1に規定するおいらせ町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(おいらせ町個人情報保護条例の廃止)

2 おいらせ町個人情報保護条例（平成18年おいらせ町条例第9号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 次に掲げる者に係る旧条例第11条又は第12条第3項の規定によ

るその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前項の規定の施行の際現に旧条例第2条第7号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同項の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前項の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

4 この条例の施行の日前に旧条例第13条又は第24条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

（おいらせ町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正）

5 おいらせ町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第168号）の一部を次のように改正する。

第14条中「おいらせ町個人情報保護条例（平成18年おいらせ町条例第9号）第4条の事業者の責務」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定」に改める。

（おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正）

6 おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年おいらせ町条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1おいらせ町情報公開・個人情報保護審査会の項中「おいらせ町個人情報保護条例（平成18年おいらせ町条例第9号）第27条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項」に改める。

## 議案第 4 号

おいらせ町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

おいらせ町国民健康保険条例（平成18年おいらせ町条例第113号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 2 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正に伴い、出産育児一時金を引上げするため、提案するものである。

おいらせ町国民健康保険条例の一部を改正する条例

おいらせ町国民健康保険条例（平成18年おいらせ町条例第113号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る改正前のおいらせ町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

## 議案第 5 号

おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年おいらせ町条例第11号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 2 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年おいらせ町条例第11号）の一部を次のように改正する。

本則中「法第19条第1項」を「法第19条」に改める。

第4条第2項第3号中「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第2項中「同項第2号」を「同条第2号」に、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第2項中「同項第1号」を「同条第1号」に、同条第3項中「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第52条第2項中「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 6 号

おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年おいらせ町条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 2 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年おいらせ町条例第12号）の一部を次のように改正する。  
第7条の次に次の1条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

第10条中「併せて設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

## 議案第 7 号

おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例について

おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定  
める条例（平成26年おいらせ町条例第13号）の一部を改正する条例を  
別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 2 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生  
労働省令第63号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するも  
のである。

おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年おいらせ町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

第12条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定

し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後のおいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

## 議案第 8 号

おいらせ町民プール条例の一部を改正する条例について

おいらせ町民プール条例（平成30年おいらせ町条例第5号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 2 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

おいらせ町民プールについて、受益者負担の観点から使用料の見直しを行うため提案するものである。

## おいらせ町民プール条例の一部を改正する条例

おいらせ町民プール条例（平成30年おいらせ町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（使用料）

第4条 町民プールの使用料（以下「使用料」という。）は、別表に定めるとおりとする。

- 2 利用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会は、利用者の責めによらない理由により町民プールを利用できなくなったとき、その他教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第14条を第15条とし、第5条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（使用料の減免）

第5条 教育委員会は、公益上必要があると認められるとき、その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

料金区分	使用料
高校生	100円
一般	200円
備考 1 中学生以下は無料とする。 2 この別表に記載のない事項については、事前に協議するものとする。	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案第 9 号

### おいらせ町教職員住宅管理条例の廃止について

おいらせ町教職員住宅管理条例（平成18年おいらせ町条例第80号）を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 2 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

#### 提案理由

教職員の入居希望状況及び老朽化に伴い、教職員住宅の使用及び管理を廃止するため提案するものである。

おいらせ町教職員住宅管理条例を廃止する条例

おいらせ町教職員住宅管理条例（平成18年おいらせ町条例第80号）  
は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第10号

ロータリ除雪車（1.3m級、草刈装置付）購入契約の締結について

ロータリ除雪車（1.3m級、草刈装置付）購入契約を別紙のとおり締結するものとする。

令和5年3月2日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年おいらせ町条例第49号）第3条の規定により、ロータリ除雪車（1.3m級、草刈装置付）購入契約を締結するため提案するものである。



## 議案第11号

### 町道の路線廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、町道の路線を別紙のとおり廃止する。

令和5年3月2日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

認定路線の起終点の見直し等に伴う町道の路線廃止について、道路法第10条第3項の規定に基づき、提案するものである。

## 令和4年度 廃止路線一覧

北下田地区9号支線	起点	おいらせ町北下田134番地2	地先
	終点	おいらせ町浜道214番地	地先
	延長	343.0m	

下境2号線	起点	おいらせ町下境49番地1	地先
	終点	おいらせ町下境49番地1	地先
	延長	67.0m	

## 議案第12号

### 町道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を別紙のとおり認定する。

令和5年3月2日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

町道整備等により整備された町道の路線認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき、提案するものである。

## 令和4年度 新規認定路線一覧

鶉久保4号線	起点	おいらせ町鶉久保82番地48	地先
	終点	おいらせ町鶉久保82番地12	地先
	延長	68.9	m
緑ヶ丘24号線	起点	おいらせ町緑ヶ丘四丁目50番地1882	地先
	終点	おいらせ町緑ヶ丘四丁目50番地1885	地先
	延長	158.3	m
青葉17号線	起点	おいらせ町青葉九丁目140番地1420	地先
	終点	おいらせ町青葉九丁目140番地120	地先
	延長	185.1	m
青葉18号線	起点	おいらせ町青葉一丁目50番地849	地先
	終点	おいらせ町青葉一丁目50番地88	地先
	延長	73.7	m
三本木7号線	起点	おいらせ町西下谷地308番地1	地先
	終点	おいらせ町西下谷地64番地2	地先
	延長	438.4	m

## 議案第 1 3 号

青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、令和5年6月1日から青森県市町村総合事務組合に八戸市を加入させ、また、共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務に八戸市及び十和田市を加えることから、青森県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

令和 5 年 3 月 2 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

令和5年6月1日から構成団体に八戸市を加入させること並びに共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務に八戸市及び十和田市を加えることから、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び規約の変更について関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものである。

## 青森県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

青森県市町村総合事務組合規約（平成19年青森県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「弘前市」を「弘前市、八戸市」に改める。

別表第2第10号の項中「弘前市」を「弘前市、八戸市」に、「五所川原市」を「五所川原市、十和田市」に改める。

### 附 則

この規約は、令和5年6月1日から施行する。

## 議案第14号

令和4年度おいらせ町一般会計補正予算（第8号）について

令和4年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ275,669千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,265,084千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

令和5年3月2日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町 税		2,678,543	38,487	2,717,030
	1 町 民 税	1,180,276	3,420	1,183,696
	2 固定資産税	1,211,156	8,642	1,219,798
	3 軽自動車税	91,524	2,568	94,092
	4 町たばこ税	195,587	23,857	219,444
2 地方譲与税		131,184	342	131,526
	3 森林環境譲与税	5,184	342	5,526
6 法人事業税交付金		16,000	3,861	19,861
	1 法人事業税交付金	16,000	3,861	19,861
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		581	△39	542
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	581	△39	542
11 地方交付税		3,545,979	66,773	3,612,752
	1 地方交付税	3,545,979	66,773	3,612,752
13 分担金及び負担金		25,028	639	25,667
	2 負 担 金	19,478	639	20,117
14 使用料及び手数料		80,123	△1,922	78,201
	1 使 用 料	65,325	△1,368	63,957
	2 手 数 料	14,798	△554	14,244
15 国庫支出金		2,177,648	78,541	2,256,189
	1 国庫負担金	1,431,072	46,593	1,477,665

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 国庫補助金	741,139	31,979	773,118
	3 国庫委託金	5,437	△31	5,406
16 県支出金		1,531,363	△13,722	1,517,641
	1 県負担金	690,697	10,582	701,279
	2 県補助金	780,608	△22,963	757,645
	3 県委託金	60,058	△1,341	58,717
17 財産収入		21,421	△65	21,356
	1 財産運用収入	13,643	△68	13,575
	2 財産売却収入	7,778	3	7,781
18 寄附金		18,007	2,550	20,557
	1 寄附金	18,007	2,550	20,557
19 繰入金		680,546	△10,821	669,725
	2 基金繰入金	669,708	△10,821	658,887
21 諸収入		87,963	4,245	92,208
	1 延滞金・加算金及び過料	6,002	500	6,502
	2 町預金利子	1	6	7
	3 貸付金元利収入	1,479	492	1,971
	4 受託事業収入	2,252	△66	2,186
	5 雑入	78,229	3,313	81,542
22 町債		382,584	106,800	489,384

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 町 債	382,584	106,800	489,384
歳 入	合 計	11,989,415	275,669	12,265,084

# 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		111,572	△5,644	105,928
	1 議会費	111,572	△5,644	105,928
2 総務費		1,470,784	277,143	1,747,927
	1 総務管理費	595,264	288,573	883,837
	2 企画費	551,553	△10,242	541,311
	3 徴税費	159,766	396	160,162
	4 戸籍住民登録費	138,127	△155	137,972
	5 選挙費	24,285	△1,274	23,011
	6 統計調査費	960	△155	805
3 民生費		4,299,553	16,139	4,315,692
	1 社会福祉費	2,042,380	△6,942	2,035,438
	2 児童福祉費	2,257,151	23,081	2,280,232
4 衛生費		999,585	△28,348	971,237
	1 保健衛生費	573,743	△20,690	553,053
	2 清掃費	254,951	△1,868	253,083
	3 上水道費	628	8	636
	4 病院費	170,263	△5,798	164,465
5 労働費		492	13	505
	1 労働諸費	492	13	505
6 農林水産業費		376,188	△15,136	361,052

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 農業費	357,541	△15,711	341,830
	2 林業費	4,216	703	4,919
	3 水産業費	14,431	△128	14,303
7 商工費		151,302	△9,407	141,895
	1 商工費	151,302	△9,407	141,895
8 土木費		1,459,064	△35,774	1,423,290
	1 土木管理費	85,174	△85	85,089
	2 道路橋りょう費	635,359	△11,434	623,925
	3 都市計画費	727,669	△24,255	703,414
	4 住宅費	10,862	0	10,862
9 消防費		439,346	△18,657	420,689
	1 消防費	439,346	△18,657	420,689
10 教育費		1,571,239	92,095	1,663,334
	1 教育総務費	178,438	△12,468	165,970
	2 小学校費	633,718	△45,599	588,119
	3 中学校費	148,446	128,872	277,318
	4 社会教育費	218,528	△3,681	214,847
	5 保健体育費	392,109	24,971	417,080
11 災害復旧費		12,563	△68	12,495
	1 公共土木施設災害復旧費	9,010	△68	8,942

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 公債費		1,057,727	3,313	1,061,040
	1 公債費	1,057,727	3,313	1,061,040
歳出	合計	11,989,415	275,669	12,265,084

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	1 総務管理費	財務会計システム改修事業	2,153
2 総務費	4 戸籍住民登録費	戸籍情報システム改修事業	4,587
3 民生費	1 社会福祉費	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業	106,380
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	14,300
8 土木費	2 道路橋りょう費	町道住吉町線整備事業	40,797
8 土木費	2 道路橋りょう費	町道舗装補修事業	20,135
10 教育費	3 中学校費	中学校空調設備整備事業	136,188
10 教育費	5 保健体育費	町民交流センター改修事業（舞台照明）	19,334
10 教育費	5 保健体育費	町民交流センター改修事業（緞帳設備）	7,480
10 教育費	5 保健体育費	町民プール管理運営事業	2,382

第3表 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
学校プール監視業務委託料	令和5年度	817
学校ガラス清掃業務委託料	令和5年度	2,259
学校ネットワーク環境更新工事基本実施設計委託料	令和5年度	18,077

第4表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
上谷地中堤地区ため池等整備事業 (国土強靱化事業)	6,200			
町道舗装補修事業 (国土強靱化事業)	8,800	証書借入	年3.5%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
中学校空調設備整備事業	58,300		(ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	
中学校空調設備整備事業 (国土強靱化事業)	47,200			
町民交流センター小ホール舞台照明改修事業 (適正管理推進事業)	17,400			
町民交流センター小ホール巻取線帳設備改修事業 (適正管理推進事業)	6,700			
北ノ平線法面災害復旧事業	8,900			

変更

起債の目的	補正前			補正後			
	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
パーベキューハウス塗装事業 (適正管理推進事業)	1,600	証書借入	年3.5%以内	1,500	証書借入	年3.5%以内	政府資金について、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。
町道舗装補修事業	20,100		(ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	12,100		(ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	政府資金について、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。
町道舗装補修事業 (適正管理推進事業)	36,300			32,600			ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
小学校空調設備整備事業	166,900			132,100			
町営霊園トイレ塗装事業 (適正管理推進事業)	2,600			2,500			

## 議案第15号

令和4年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

令和4年度おいらせ町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,621千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,354,023千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月2日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		496,878	△8,745	488,133
	1 国民健康保険税	496,878	△8,745	488,133
3 県支出金		1,530,591	52,584	1,583,175
	1 県補助金	1,530,591	52,584	1,583,175
5 繰入金		244,302	△14,964	229,338
	1 一般会計繰入金	236,198	△6,860	229,338
	2 基金繰入金	8,104	△8,104	0
7 諸収入		17,821	5,746	23,567
	1 延滞金・加算金及び過料	8,603	741	9,344
	3 雑入	9,217	5,005	14,222
歳入	合計	2,319,402	34,621	2,354,023

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		49,807	△2,657	47,150
	1 総務管理費	42,192	△2,339	39,853
	2 徴税費	7,291	△318	6,973
2 保険給付費		1,499,992	△4,359	1,495,633
	1 療養諸費	1,315,923	△5,796	1,310,127
	2 高額療養費	173,600	1,400	175,000
	3 移送費	80	△40	40
	6 傷病手当金	211	77	288
3 国民健康保険事業費納付金		694,102	0	694,102
	1 医療給付費分	447,661	0	447,661
5 保健事業費		36,981	△68	36,913
	1 特定健康診査等事業費	22,413	△218	22,195
	2 保健事業費	11,487	0	11,487
	3 特別総合保健施設事業費	3,081	150	3,231
6 基金積立金		14,022	1,705	15,727
	1 基金積立金	14,022	1,705	15,727
7 諸支出金		22,497	40,000	62,497
	2 繰出金	3,195	40,000	43,195
歳 出	合 計	2,319,402	34,621	2,354,023

## 議案第16号

令和4年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）  
について

令和4年度おいらせ町の奨学資金貸付事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,063千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,061千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月2日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 寄附金		11	36	47
	1 寄附金	11	36	47
3 繰入金		5,884	△4,135	1,549
	2 基金繰入金	4,135	△4,135	0
5 諸収入		11,752	1,036	12,788
	1 貸付金元利収入	11,752	1,036	12,788
歳入合計		18,124	△3,063	15,061

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		18,124	△3,063	15,061
	1 奨学資金貸付事業費	18,124	△3,063	15,061
歳 出	合 計	18,124	△3,063	15,061

## 議案第17号

令和4年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）  
について

令和4年度おいらせ町の公共下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36,195千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,026,217千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和5年3月2日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		2,520	2,400	4,920
	2 負担金	2,430	2,400	4,830
2 使用料及び手数料		151,502	249	151,751
	2 手数料	302	249	551
3 繰入金		639,761	△19,044	620,717
	1 一般会計繰入金	639,761	△19,044	620,717
6 町債		254,800	△19,800	235,000
	1 町債	254,800	△19,800	235,000
歳入合計		1,062,412	△36,195	1,026,217

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		234,397	△14,303	220,094
	1 総務管理費	234,397	△14,303	220,094
2 事業費		109,797	△21,892	87,905
	1 建設事業費	109,797	△21,892	87,905
歳 出	合 計	1,062,412	△36,195	1,026,217

第2表 継続費補正

変更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 総務費	1 総務管理費	下水道事業電算システム構築事業	11,781	令和4年度	7,161	10,101	令和4年度	6,016
				令和5年度	4,620		令和5年度	4,085

### 第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円				千円			
公共下水道事業債	19,300	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	17,700	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
馬淵川流域下水道事業債	57,200				39,200			
公営企業会計適用債	19,700				19,500			

## 議案第18号

令和4年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）  
について

令和4年度おいらせ町の農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,107千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ283,248千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和5年3月2日 提出

おいらせ町長 成田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		75,039	△2,407	72,632
	1 一般会計繰入金	75,039	△2,407	72,632
9 町債		113,800	△10,700	103,100
	1 町債	113,800	△10,700	103,100
歳入	合計	298,355	△13,107	283,248

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		57,364	△3,158	54,206
	1 総務管理費	57,364	△3,158	54,206
2 事業費		161,140	△9,949	151,191
	1 建設事業費	161,140	△9,949	151,191
歳 出	合 計	296,355	△13,107	283,248

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 建設事業費	農業集落排水施設整備事業	千円 27,852

### 第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円				千円			
農業集落排水事業債	89,000	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	78,300	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

## 議案第19号

令和4年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

令和4年度おいらせ町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ103,661千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,378,982千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月2日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		508,440	△729	507,711
	1 介護保険料	508,440	△729	507,711
3 国庫支出金		506,302	△14,452	491,850
	1 国庫負担金	402,893	7,034	409,927
	2 国庫補助金	103,409	△21,486	81,923
4 支払基金交付金		605,630	△67,008	538,622
	1 支払基金交付金	605,630	△67,008	538,622
5 県支出金		318,697	5,604	324,301
	1 県負担金	305,801	6,952	312,753
	2 県補助金	12,873	△1,331	11,542
	3 県委託金	23	△17	6
7 繰入金		419,667	△27,158	392,509
	1 一般会計繰入金	419,667	△27,158	392,509
9 諸収入		7,991	82	8,073
	1 延滞金・加算金及び過料	10	82	92
歳入	合計	2,482,643	△103,661	2,378,982

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		159,638	△1,080	158,558
	1 総務管理費	144,581	△246	144,335
	2 徴収費	2,995	△85	2,910
	3 介護認定審査会費	10,944	△526	10,418
	5 計画策定費	756	△223	533
2 保険給付費		2,180,600	△118,000	2,062,600
	1 介護サービス等諸費	2,004,400	△105,000	1,899,400
	2 介護予防サービス等諸費	29,300	0	29,300
	3 その他諸費	2,200	0	2,200
	4 高額介護サービス等費	50,000	△3,000	47,000
	5 高額医療合算介護サービス等費	7,800	△2,000	5,800
	6 特定入所者介護サービス等費	86,900	△8,000	78,900
3 地域支援事業費		97,007	△2,958	94,049
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	55,423	△1,374	54,049
	2 一般介護予防事業費	18,390	△881	17,509
	3 包括的支援事業・任意事業費	12,476	△713	11,763
	4 介護予防支援事業費	10,462	10	10,472
	5 その他諸費	256	0	256
4 基金積立金		44,898	18,377	63,275
	1 基金積立金	44,898	18,377	63,275

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	出	2,482,643	△103,661	2,378,982
	合			
	計			

## 議案第20号

令和4年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）  
について

令和4年度おいらせ町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ299千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ257,677千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月2日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		173,223	689	173,912
	1 後期高齢者医療保険料	173,223	689	173,912
3 繰入金		74,891	△170	74,721
	1 一般会計繰入金	74,891	△170	74,721
5 諸収入		402	△220	182
	1 延滞金、加算金及び過料	1	19	20
	2 償還金及び還付加算金	400	△239	161
歳入	合計	257,378	299	257,677

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		2,338	△69	2,269
	2 徴収費	1,588	△69	1,519
2 後期高齢者医療広域連合納付金		254,577	368	254,945
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	254,577	368	254,945
3 諸支出金		463	0	463
	1 償還金及び還付加算金	400	0	400
歳 出	合 計	257,378	299	257,677

## 議案第21号

令和4年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第4号）について

第1条 令和4年度おいらせ町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度おいらせ町病院事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 事業収益	1,009,105 千円	△19,988 千円	989,117 千円
第1項 医業収益	883,053 千円	△26,427 千円	856,626 千円
第2項 医業外収益	126,050 千円	6,439 千円	132,489 千円
	支 出		
第1款 事業費用	1,009,105 千円	△19,988 千円	989,117 千円
第1項 医業費用	1,000,811 千円	△19,988 千円	980,823 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 15,580 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 16,580 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 15,580 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 16,580 千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	160,031 千円	△1,000 千円	159,031 千円
第1項 企業債	103,500 千円	△1,000 千円	102,500 千円

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のように改める。

補 正 前

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械 購入事業	千円 103,500	普通貸借又は 証書借入	% 3.5以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

補 正 後

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械 購入事業	千円 102,500	普通貸借又は 証書借入	% 3.5以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	552,188 千円	△7,701 千円	544,487 千円

第6条 予算第9条中「128,000 千円」を「115,000 千円」に改める。

令和 5 年 3 月 2 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

## 議案第 2 2 号

### 令和 5 年度おいらせ町一般会計予算について

令和 5 年度おいらせ町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 0, 4 9 7, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

#### (継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

#### (地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

#### (一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

#### (歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 3 月 2 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

## 第1表 歳入歳出予算

### 歳入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 町 税		2,627,598	2,558,552	69,046
	1 町 民 税	1,150,110	1,127,313	22,797
	2 固定資産税	1,180,684	1,145,520	35,164
	3 軽自動車税	93,627	90,132	3,495
	4 町たばこ税	203,177	195,587	7,590
2 地方譲与税		126,526	131,184	△4,658
	1 地方揮発油譲与税	30,000	32,000	△2,000
	2 自動車重量譲与税	91,000	94,000	△3,000
	3 森林環境譲与税	5,526	5,184	342
3 利子割交付金		1,000	1,400	△400
	1 利子割交付金	1,000	1,400	△400
4 配当割交付金		6,600	3,500	3,100
	1 配当割交付金	6,600	3,500	3,100
5 株式等譲渡所得割交付金		3,400	5,300	△1,900
	1 株式等譲渡所得割交付金	3,400	5,300	△1,900
6 法人事業税交付金		24,000	16,000	8,000
	1 法人事業税交付金	24,000	16,000	8,000
7 地方消費税交付金		538,000	480,000	58,000
	1 地方消費税交付金	538,000	480,000	58,000
8 環境性能割交付金		7,900	11,100	△3,200

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
	1 環境性能割交付金	7,800	11,100	△3,200
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		479	581	△102
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	479	581	△102
10 地方特例交付金		32,700	25,246	7,454
	1 地方特例交付金	32,700	25,246	7,454
11 地方交付税		3,508,425	3,395,560	112,865
	1 地方交付税	3,508,425	3,395,560	112,865
12 交通安全対策特別交付金		2,801	3,099	△298
	1 交通安全対策特別交付金	2,801	3,099	△298
13 分担金及び負担金		25,412	135,560	△110,148
	1 分 担 金	5,550	5,550	0
	2 負 担 金	19,862	130,010	△110,148
14 使用料及び手数料		78,533	79,973	△1,440
	1 使 用 料	64,446	65,175	△729
	2 手 数 料	14,087	14,798	△711
15 国庫支出金		1,585,463	1,708,692	△123,229
	1 国庫負担金	1,299,706	1,342,060	△42,354
	2 国庫補助金	280,099	361,195	△81,096
	3 国庫委託金	5,658	5,437	221
16 県支出金		1,131,038	1,118,219	12,819

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
	1 県負担金	680,833	684,443	△3,610
	2 県補助金	384,191	373,739	10,452
	3 県委託金	66,014	60,037	5,977
17 財産収入		39,728	17,352	22,376
	1 財産運用収入	13,514	12,526	988
	2 財産売却収入	26,214	4,826	21,388
18 寄附金		24,002	18,002	6,000
	1 寄附金	24,002	18,002	6,000
19 繰入金		397,509	544,251	△146,742
	1 特別会計繰入金	2	2	0
	2 基金繰入金	397,507	544,249	△146,742
20 繰越金		20,000	20,000	0
	1 繰越金	20,000	20,000	0
21 諸収入		64,449	80,863	△16,414
	1 延滞金・加算金及び過料	6,002	6,002	0
	2 町預金利子	1	1	0
	3 貸付金元利収入	1,779	1,479	300
	4 受託事業収入	2,055	2,252	△197
	5 雑入	54,612	71,129	△16,517
22 町債		251,437	391,566	△140,129

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
	1 町 債	251,437	391,566	△140,129
歳 入	合 計	10,497,000	10,746,000	△249,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 議会費		104,964	102,671	2,293
	1 議会費	104,964	102,671	2,293
2 総務費		1,353,960	1,358,228	△4,268
	1 総務管理費	612,063	668,234	△56,171
	2 企画費	441,282	389,309	51,973
	3 徴税費	159,747	143,768	15,979
	4 戸籍住民登録費	80,859	135,984	△55,125
	5 選挙費	57,459	19,187	38,272
	6 統計調査費	1,514	917	597
	7 監査委員費	1,036	829	207
3 民生費		3,791,790	3,773,522	18,268
	1 社会福祉費	1,770,359	1,740,468	29,891
	2 児童福祉費	2,021,409	2,033,032	△11,623
	3 災害救助費	22	22	0
4 衛生費		897,446	848,159	49,287
	1 保健衛生費	386,641	433,403	△46,762
	2 清掃費	309,520	252,388	57,132
	3 上水道費	3,656	628	3,028
	4 病院費	197,629	161,740	35,889
5 労働費		456	492	△36

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
	1 労働諸費	456	492	△36
6 農林水産業費		210,515	214,998	△4,483
	1 農業費	194,393	199,005	△4,612
	2 林業費	4,129	4,454	△325
	3 水産業費	11,993	11,539	454
7 商工費		86,816	136,071	△49,255
	1 商工費	86,816	136,071	△49,255
8 土木費		1,460,382	1,331,571	128,811
	1 土木管理費	90,430	80,220	10,210
	2 道路橋りょう費	680,547	521,731	158,816
	3 都市計画費	682,088	722,388	△40,300
	4 住宅費	7,317	7,232	85
9 消防費		453,074	423,240	29,834
	1 消防費	453,074	423,240	29,834
10 教育費		1,091,647	1,479,311	△387,664
	1 教育総務費	176,168	186,991	△10,823
	2 小学校費	146,855	596,894	△450,039
	3 中学校費	143,732	124,820	18,912
	4 社会教育費	215,368	213,694	1,674
	5 保健体育費	409,524	356,912	52,612

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
11 災害復旧費		10	10	0
	1 公共土木施設災害復旧費	10	10	0
12 公債費		1,025,940	1,057,727	△31,787
	1 公債費	1,025,940	1,057,727	△31,787
13 予備費		20,000	20,000	0
	1 予備費	20,000	20,000	0
歳出	合計	10,497,000	10,746,000	△249,000

第2表 継 続 費

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
3 民生費	2 児童福祉費	子ども子育て支援事業計画策定事業	6,534	令和5年度	3,142
				令和6年度	3,392

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
一川目地区生活会館改修事業 (適正管理推進事業)	18,700			
本町北コミュニティセンター改修事業 (適正管理推進事業)	10,500	証書借入	年3.5%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
木内々児童センター改修事業 (適正管理推進事業)	7,300		(ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	
上谷地地区通作条件整備事業	6,400			
上谷地中堤地区ため池等整備事業	2,700			
百石漁港機能保全事業	5,400			
百石小学校通学路線拡幅事業	6,700			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
町道舗装補修事業	16,600			
橋りょう補修事業	13,000	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
住吉町線整備事業	26,500			
町道舗装補修事業 (適正管理推進事業)	40,300			
急傾斜地崩壊対策総合流域防災事業	3,600			
下田第2分団拠点施設改修事業 (適正管理推進事業)	7,400			
津波避難誘導標識改修事業	4,400			
小学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業	8,400			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業	5,000			
いちょう公園体育館改修事業 (適正管理推進事業)	3,200	証書借入	年3.5%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。
いちょう公園テニスコート照明塔改修事業 (適正管理推進事業)	8,200		ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
いちょう公園テニスコート照明塔改修事業 (脱炭素化推進事業)	12,600			
臨時財政対策債	44,537			
合 計	251,437			

## 議案第23号

### 令和5年度おいらせ町国民健康保険特別会計予算について

令和5年度おいらせ町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,240,194千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

#### (歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月2日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

## 第1表 歳入歳出予算

### 歳入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 国民健康保険税		472,222	512,072	△39,850
	1 国民健康保険税	472,222	512,072	△39,850
2 使用料及び手数料		600	600	0
	1 手数料	600	600	0
3 県支出金		1,492,906	1,530,600	△37,694
	1 県補助金	1,492,906	1,530,600	△37,694
4 財産収入		8	8	0
	1 財産運用収入	8	8	0
5 繰入金		263,842	232,671	31,171
	1 一般会計繰入金	228,032	224,567	3,465
	2 基金繰入金	35,810	8,104	27,706
6 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
7 諸収入		10,615	10,617	△2
	1 延滞金・加算金及び過料	8,603	8,603	0
	2 受託事業収入	1	1	0
	3 雑入	2,011	2,013	△2
歳入	合 計	2,240,194	2,286,569	△46,375

# 歳出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 総務費		47,879	49,417	△1,538
	1 総務管理費	42,311	41,802	509
	2 徴税費	5,123	7,291	△2,168
	3 運営協議会費	226	226	0
	4 趣旨普及費	219	98	121
2 保険給付費		1,454,640	1,498,189	△43,549
	1 療養諸費	1,274,914	1,315,923	△41,009
	2 高額療養費	169,800	173,600	△3,800
	3 移送費	40	80	△40
	4 出産育児一時金	7,486	6,286	1,200
	5 葬祭諸費	2,200	2,200	0
	6 傷病手当金	200	100	100
3 国民健康保険事業費納付金		691,137	694,102	△2,965
	1 医療給付費分	453,676	447,661	6,015
	2 後期高齢者支援金分	176,905	161,989	14,916
	3 介護納付金分	60,556	84,452	△23,896
4 共同事業拠出金		1	1	0
	1 共同事業拠出金	1	1	0
5 保健事業費		38,561	36,656	1,905
	1 特定健康診査等事業費	22,100	22,413	△313

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
	2 保健事業費	16,232	11,487	4,745
	3 特別総合保健施設事業費	229	2,756	△2,527
6 基金積立金		8	8	0
	1 基金積立金	8	8	0
7 諸支出金		5,968	6,196	△228
	1 償還金及び還付加算金	2,773	3,001	△228
	2 繰出金	3,195	3,195	0
8 予備費		2,000	2,000	0
	1 予備費	2,000	2,000	0
歳出	合計	2,240,194	2,286,569	△46,375

## 議案第24号

### 令和5年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計予算について

令和5年度おいらせ町の奨学資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,868千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年3月2日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 財産収入		3	3	0
	1 財産運用収入	3	3	0
2 寄附金		1	1	0
	1 寄附金	1	1	0
3 繰入金		10,208	6,357	3,851
	1 一般会計繰入金	3,143	1,549	1,594
	2 基金繰入金	7,065	4,808	2,257
4 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
5 諸収入		11,655	11,752	△97
	1 貸付金元利収入	11,655	11,752	△97
歳入	合計	21,868	18,114	3,754

歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 事業費		21,868	18,114	3,754
	1 奨学資金貸付事業費	21,868	18,114	3,754
歳 出	合 計	21,868	18,114	3,754

## 議案第25号

### 令和5年度おいらせ町公共下水道事業特別会計予算について

令和5年度おいらせ町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,045,856千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

#### (地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和5年3月2日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金		1,232	2,520	△1,288
	1 分担金	2	90	△88
	2 負担金	1,230	2,430	△1,200
2 使用料及び手数料		196,657	151,502	45,155
	1 使用料	196,200	151,200	45,000
	2 手数料	457	302	155
3 国庫支出金		13,000	0	13,000
	1 国庫補助金	13,000	0	13,000
4 繰入金		605,465	636,320	△30,855
	1 一般会計繰入金	605,465	636,320	△30,855
5 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
6 諸収入		1	1	0
	1 延滞金・加算金及び過料	1	1	0
7 町債		229,500	254,800	△25,300
	1 町債	229,500	254,800	△25,300
歳入合計		1,045,856	1,045,144	712

# 歳出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 総務費		231,500	232,540	△1,040
	1 総務管理費	231,500	232,540	△1,040
2 事業費		125,861	95,877	29,984
	1 建設事業費	125,861	95,877	29,984
3 公債費		687,495	715,727	△28,232
	1 公債費	687,495	715,727	△28,232
4 予備費		1,000	1,000	0
	1 予備費	1,000	1,000	0
歳出合計		1,045,856	1,045,144	712

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業債	千円 14,800	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し 方式で借入れる場 合、利率の見直しを 行った後において は、当該見直し後の 利率)	政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合にはそ の債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利に借換えす ることができる。
馬淵川流域下水道事業債	63,800			
公営企業会計適用債	7,400			
資本費平準化債	143,500			
合 計	229,500			

## 議案第26号

### 令和5年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計予算について

令和5年度おいらせ町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ135,515千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

#### (地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和5年3月2日 提出

おいらせ町長 成田 隆

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 使用料及び手数料		37,110	29,011	8,099
	1 使用料	37,100	29,000	8,100
	2 手数料	10	11	△1
2 国庫支出金		6,500	72,000	△65,500
	1 国庫補助金	6,500	72,000	△65,500
3 財産収入		1	1	0
	1 財産運用収入	1	1	0
4 繰入金		64,602	74,888	△10,286
	1 一般会計繰入金	64,602	74,888	△10,286
5 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
6 諸収入		1	1	0
	1 延滞金・加算金及び過料	1	1	0
7 町債		27,300	113,500	△86,200
	1 町債	27,300	113,500	△86,200
× 分担金及び負担金		0	2	△2
	× 分担金	0	2	△2
× 県支出金		0	3,600	△3,600
	× 県補助金	0	3,600	△3,600
歳入合計		135,515	293,004	△157,489

# 歳出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 総務費		48,577	54,383	△5,806
	1 総務管理費	48,577	54,383	△5,806
2 事業費		7,230	160,788	△153,558
	1 建設事業費	7,230	160,788	△153,558
3 公債費		78,708	76,833	1,875
	1 公債費	78,708	76,833	1,875
4 予備費		1,000	1,000	0
	1 予備費	1,000	1,000	0
歳出	合計	135,515	293,004	△157,489

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営企業会計適用債	千円 3,300	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し 方式で借入れる場 合、利率の見直しを 行った後において は、当該見直し後の 利率)	政府資金については、その融資 条件により、銀行その他の場合には その債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利に借換えす ることができる。
資本費平準化債	24,000			
合 計	27,300			

## 議案第27号

### 令和5年度おいらせ町介護保険特別会計予算について

令和5年度おいらせ町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,370,497千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

#### (歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月2日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 保険料		517,035	509,521	7,514
	1 介護保険料	517,035	509,521	7,514
2 使用料及び手数料		100	100	0
	1 手数料	100	100	0
3 国庫支出金		487,233	505,247	△18,014
	1 国庫負担金	401,966	402,893	△927
	2 国庫補助金	85,267	102,354	△17,087
4 支払基金交付金		603,541	605,600	△2,059
	1 支払基金交付金	603,541	605,600	△2,059
5 県支出金		316,845	318,500	△1,655
	1 県負担金	304,940	305,801	△861
	2 県補助金	11,882	12,676	△794
	3 県委託金	23	23	0
6 財産収入		7	7	0
	1 財産運用収入	7	7	0
7 繰入金		437,744	430,251	7,493
	1 一般会計繰入金	422,923	419,510	3,413
	2 基金繰入金	14,821	10,741	4,080
8 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
9 諸 収 入		7,991	7,991	0
	1 延滞金・加算金及び過料	10	10	0
	2 雑 入	7,981	7,981	0
歳 入	合 計	2,370,497	2,377,218	△6,721

歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 総務費		103,771	100,347	3,424
	1 総務管理費	85,544	85,290	254
	2 徴収費	3,139	2,995	144
	3 介護認定審査会費	10,919	10,944	△25
	4 介護保険運営協議会費	389	362	27
	5 計画策定費	3,780	756	3,024
2 保険給付費		2,175,100	2,180,600	△5,500
	1 介護サービス等諸費	2,006,600	2,004,400	2,200
	2 介護予防サービス等諸費	29,400	29,300	100
	3 その他諸費	2,200	2,200	0
	4 高額介護サービス等費	48,200	50,000	△1,800
	5 高額医療合算介護サービス等費	7,800	7,800	0
	6 特定入所者介護サービス等費	80,900	86,900	△6,000
3 地域支援事業費		91,119	95,764	△4,645
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	54,673	55,086	△413
	2 一般介護予防事業費	15,507	18,097	△2,590
	3 包括的支援事業・任意事業費	10,274	11,863	△1,589
	4 介護予防支援事業費	10,426	10,462	△36
	5 その他諸費	239	256	△17
4 基金積立金		7	7	0

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
	1 基金積立金	7	7	0
5 予備費		500	500	0
	1 予備費	500	500	0
歳出	合計	2,370,497	2,377,218	△6,721

## 議案第28号

### 令和5年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計予算について

令和5年度おいらせ町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ256,945千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年3月2日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

## 第1表 歳入歳出予算

### 歳入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 後期高齢者医療保険料		160,955	145,933	15,022
	1 後期高齢者医療保険料	160,955	145,933	15,022
2 使用料及び手数料		40	40	0
	1 手数料	40	40	0
3 繰入金		81,443	76,359	5,084
	1 一般会計繰入金	81,443	76,359	5,084
4 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
5 諸収入		14,506	402	14,104
	1 延滞金、加算金及び過料	1	1	0
	2 償還金及び還付加算金	400	400	0
	3 受託事業収入	14,105	0	14,105
	× 雑入	0	1	△1
歳入	合計	256,945	222,735	34,210

歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 総務費		11,920	2,005	9,915
	1 総務管理費	10,070	417	9,653
	2 徴収費	1,850	1,588	262
2 後期高齢者医療広域連合納付金		237,119	220,329	16,790
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	237,119	220,329	16,790
3 保健事業費		7,505	0	7,505
	1 保健事業費	7,505	0	7,505
4 諸支出金		401	401	0
	1 償還金及び還付加算金	400	400	0
	2 繰出金	1	1	0
歳 出	合 計	256,945	222,735	34,210

## 議案第29号

### 令和5年度おいらせ町病院事業会計予算について

#### (総則)

第1条 令和5年度おいらせ町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |             |             |             |  |
|-------------|-------------|-------------|--|
| (1) 病床数     | 73 床        |             |  |
| (2) 年間延患者数  | 入院 21,000 人 | 外来 29,500 人 |  |
| (3) 1日平均患者数 | 入院 57.4 人   | 外来 121.4 人  |  |

#### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業収益		1,102,343 千円
第1項 医業収益		975,056 千円
第2項 医業外収益		127,285 千円
第3項 特別利益		2 千円
支 出		
第1款 事業費用		1,102,343 千円
第1項 医業費用		1,095,205 千円
第2項 医業外費用		5,136 千円
第3項 特別損失		2 千円
第4項 予備費		2,000 千円

#### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 21,493 千円は当年度分損益勘定留保資金 21,493 千円で補てんするものとする。)

## 収 入

第1款	資本的収入	46,031 千円
第1項	企業債	21,800 千円
第2項	他会計出資金	21,480 千円
第3項	国庫補助金	1 千円
第4項	県補助金	2,750 千円

## 支 出

第1款	資本的支出	67,524 千円
第1項	建設改良費	24,563 千円
第2項	企業債償還金	42,960 千円
第3項	投資その他の資産	1 千円

### (企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械 購入事業	千円 21,800	普通貸借又は 証書借入	% 3.5 以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

### (一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000 千円と定める。

### (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

#### (1) 各項のうち、第8条以外の経費

(議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合

は、議会の議決を経なければならない。

- |           |            |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 552,843 千円 |
| (2) 交際費   | 150 千円     |

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、117,000 千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

- (1) 取得する主な財産

種類	名称	数量
医療機器	移動型X線装置	一式

令和 5 年 3 月 2 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆